

調湿保存剤購入（政策目的随意契約）について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり随意契約を行うので、埼玉県財務規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 18 号）第 102 条の 3 第 2 項の規定に基づき公表します。

令和 8 年 2 月 6 日

埼玉県知事 大野 元裕

1 契約の目的

展示ケース用の調湿保存剤の調達

2 契約の履行方法、期限及び場所

（1）履行方法

仕様書に基づく調湿保存剤を、指定する期日に指定する場所に納品する。

（2）履行期限

令和 8 年 3 月 20 日（金）

（3）納入場所

さいたま市大宮区高鼻町 4-219 埼玉県立歴史と民俗の博物館

3 契約の相手方の決定方法及び選定基準

本公表に示した参加資格を有する者であって、埼玉県財務規則第 103 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約者とする。

4 見積書の提出期限及び提出方法

電子メール、FAX により提出すること。

令和 8 年 2 月 17 日（火曜日）午後 2 時までに提出すること。

＜連絡先及び提出先＞

〒330-0803

さいたま市大宮区高鼻町 4-219 埼玉県立歴史と民俗の博物館

特別展示・広報担当

電話 048-645-8171 FAX 048-640-1964

E-mail m4108906@pref.saitama.lg.jp

5 見積書作成に際しての留意事項

契約金額の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 (10/100) に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、見積書の作成者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか否かを問わず、見積った金額の 110 分の 100(100/110)に相当する金額を、見積書（見積金額内訳書含む）に記載すること。

6 参加資格

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）であること。

7 仕様書

別添のとおり